公営住宅及び改良住宅の家賃について

申込みの際の**公営住宅及び改良住宅**の家賃額は、世帯の収入により４区分（区分１～区分４）となります。〔「高齢者世帯等」に該当される方は、公営住宅に申込み可能な場合の家賃額が７区分（区分１～区分７）となります。〕家賃額は、17～26ページの月額所得額の計算方法により月額所得額を算出し、次の区分表により該当する収入の「区分」を確認された後、募集住宅一覧表の家賃額欄をご覧ください。

区分表

区分	月額所得額
区分１	104,000円以下
区分２	104,001円～123,000円
区分３	123,001円～139,000円
区分４	139,001円～158,000円
区分５	158,001円～186,000円
区分６	186,001円～214,000円
区分７	214,001円～259,000円

高齢者世帯等について

高齢者世帯等とは、次の（1）・（2）・（3）・（4）のいずれかに該当する世帯のことで、公営住宅では月額所得額が158,000円を超えていても、259,000円以下の方であれば申込みできます。

⑴ **申込者本人が60歳以上で、同居者すべてが60歳以上である世帯**
※年齢については、**令和８年11月16日（申込最終日）現在の満年齢**です。

⑵ **高等学校修了前とされる年齢（18歳まで）の子ども（平成20年４月２日以降に生まれた方）がおられる世帯**

⑶ **申込者とその配偶者（内縁関係及び婚約者を含む。）のみからなって、そのうち、いずれかが40歳未満である世帯**

⑷ **申込者本人又は同居する者のうち、下記のいずれかに該当する方がおられる世帯**
①身体障がい者手帳の交付を受けている方で、障がいの程度が１級から４級までに該当する方、又は同程度の障がいがある方
②精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方で、障がいの程度が１級もしくは２級に該当する方、又は同程度の障がいがある方
③療育手帳（認定カード）の交付を受けている方で、障がいの程度がＡもしくはＢ１に該当する方、又は同程度の障がいがある方
④戦傷病者手帳の交付を受けている方で、障がいの程度が恩給法別表第１号表ノ２特別項症から第６項症まで、又は同法別表第１号表ノ３の第１款症に該当する方
⑤原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第１項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方
⑥海外引揚者の方で、引き揚げから５年を経過していない方
⑦ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第２条に規定するハンセン病療養所に入所されていた方

配偶者からの暴力により被害を受けている方について

※「一般世帯」区分および「単身者」区分以外には、お申し込みいただけません。

1．単身者区分に申込みされる方

（1）単身者申込資格（82ページ参照）②（コ）のみに該当する方

現在の住民登録地が**大阪市内**の場合は、下記①～③のいずれかが必要となります。

① 配偶者からの暴力による被害世帯であると相談があった旨の証明書（大阪市各区保健福祉センターにおいて発行）※1

② 配偶者からの暴力を理由とした一時保護が終了して５年以内であることがわかる書類（配偶者暴力相談支援センター等において発行）

③ 裁判所による保護命令の効力発生日から５年以内であることを証明する当該保護命令決定書の写し

なお、現在の住民登録地が**大阪市外**の場合で、上記②か③の書類を提出される場合は、大阪市内在住であることを確認するため、上記①の証明書、又は、現在居住している住宅の直近の公共料金（電気代、水道代、ガス代のいずれか）の領収書（本人名義であること）等により、申込日現在、大阪市内に居住していることの確認ができることが必要です。

※1①の証明書は、大阪市内在住の被害世帯であることを証明するものです。

（2）単身者申込資格（82ページ参照）②（ア）から（ケ）までのいずれかに該当する方

現在の住民登録地が**大阪市内**の場合は、配偶者からの暴力による被害世帯であると相談があった旨の証明書（上記（1）①）が必要となります。

なお、現在の住民登録地が**大阪市外**の場合は、この証明書により申込日現在、大阪市内に居住していることの証明を受けられることが必要です。

2． 一般世帯区分に申込みされる方

配偶者（生活の本拠を共にする交際相手を含む。）からの暴力により被害を受けている方とその子どもから構成される世帯で、配偶者からの暴力による被害世帯であると相談があった旨の証明書（上記1．（1）①）が必要となります。

※当該被害者が、概ね１年前から申込日までに、公的相談機関（配偶者暴力相談支援センター、各区保健福祉課（福祉業務担当）等）において、その被害に関して面談による相談を行った事実があり、事実確認ができることが必要です。

※上記以外のこと（市営住宅の募集に関すること）につきましては、１ページの大阪市営住宅募集センター募集担当にお問い合わせください。

※証明書は、入居資格審査時に提出していただきます。

マイナンバー制度を利用される場合の注意事項

マイナンバーを用いて他の機関（市町村等）へ情報照会を行った場合、DV等加害者に避難先の所在地に係る情報（所在の自治体名）が伝わるケースがあり得ることから、所在地につながる情報の秘匿を希望される場合には、大阪市配偶者暴力相談支援センター、大阪市各区保健福祉課等にご相談ください。